

[事案 28-60] 契約無効請求

・平成 28 年 11 月 21 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明内容と契約内容が相違すること、解約（クーリング・オフ）を募集人に申し出たが受け付けてもらえなかったこと等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 7 月に契約した終身保険について、以下の理由等により、契約を取り消し、支払った保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、更新の際に保険料が変わらないと言われたが、実際には、更新すると保険料が上がるとわかった。また、本件契約後には、しばらくは介護保険に入る必要はないと言われたが、翌月に介護保険の勧誘があった。
- (2) 保険証券が届いた時点で「説明と契約内容が違うので解約（クーリング・オフ）してほしい」と募集人に申し立てたが受け付けてもらえなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が申立人に対し、更新の際に保険料が変わらない、しばらくは介護保険に入る必要はないという説明をした事実はない。
- (2) 申立人が募集人に対し、保険証券が届いた時点で「説明と契約内容が違うので解約してほしい」と申し立てた事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時に不適切な対応がなかったかを把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が、更新の際に保険料が変わらない、しばらくは介護保険に入る必要はないと説明したとは認められないこと、また、申立人が募集人および保険会社に対し解約の申し出を行ったとは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき事項も見いだせないことから和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。